

平成24年度 奈良県民生委員・児童委員個人情報取り扱い検討 事業業務委託に係る企画提案公募実施要領

1. 目的

厚生労働省のセーフティネット支援対策等事業費補助金「民生委員・児童委員研修事業国庫補助金」を活用して奈良県が実施する標記事業について、効率的で効果の高い事業が実施できるように、業務受託業者選定に係るプロポーザル方式に基づく企画提案公募を行う。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

平成24年度奈良県民生委員・児童委員個人情報取り扱い検討事業

(2) 委託業務の内容

災害時要援護者等に対する、地域で支援の中心となるのは民生委員・児童委員であるが、現状では、民生委員法の中で公務員に準じた守秘義務規定があるものの、個人情報管理について明確な取り扱いマニュアルが無いため、民生委員・児童委員のニーズに応じた取り扱いマニュアルを作成し、作成したマニュアルをもとに民生委員・児童委員に研修を行う業務。詳細については、別紙1「企画提案公募に係る業務内容仕様書」のとおり。

(3) 業務委託の期間

契約の日から平成25年3月31日まで

(4) 予算の規模 2,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 担当部課

奈良県健康福祉部地域福祉課 地域福祉推進係（担当：久保、森本）

〒630-8501 奈良市登大路町30

Tel 0742-27-8503 / Fax 0742-22-5709

Mail fukushi@pref.nara.lg.jp

（件名は「プロポーザルに係る問合せ」とすること）

4. 参加資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又はNPO法人等
- ②課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにこれらの利益となる活動を行う者でないこと

④奈良県内に活動の本拠地を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能であること

5. 企画提案書の提出

①提出物及び部数

別紙様式1を表紙とする企画提案書（A4版） 7部（正本1部、写し6部）

※様式は任意とするが、提案書には以下の内容を含むこと。

- 参加希望事業所の概要がわかるもの（紹介パンフ等）
- 非課税事業所等の場合は、税の滞納のない証明書、課税対象事業所の場合は、納税証明書（県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納のない証明書）
- 仕様書に基づく企画提案
- 事業の実施体制
- 事業の所要経費の見積もり
- 事業実施のスケジュール

②提出期限

平成24年7月17日（火）正午まで（必着）

※閉庁日を除く平日の9時から17時までの間に提出すること。

③問い合わせ先及び提出先 上記3の担当部課に同じ。

④提出方法

上記3の担当課宛てに郵送もしくは持参。ただし、郵送の場合は提出期限必着のこと。

6. 業務契約相手方の特定等

（1）特定方法

企画提案書の内容（必要に応じてプレゼンテーション又はヒアリング）をもとに、以下の評価項目、配点に従い、県が別途設置する選定委員会の審査を経て、本業務委託契約の相手方を特定する。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①業務の実施体制、スケジュール等 | <概ね20点> |
| ②業務の内容（課題認識や事業の効果性など） | <概ね60点> |
| ③その他先駆的な提案等 | <概ね20点> |

（2）企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは、無効とする。

- ①4に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- ②企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③上記5に示した企画提案に関する応募手続に適合しない場合
- ④予算の規模を超える見積書が提出された場合

（3）特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知する。

7 契約等

上記により特定された者は、速やかに奈良県と本業務に係る契約を締結すること。なお、契約内容等については、特定された者に別途通知する。

8 その他

- (1) 本事業は、県の委託事業であるので事業の成果等は県に属する。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程が適用される。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。ただし、提案のあった内容については、今後の企画の参考にすることがある。
- (5) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (6) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

平成24年度 奈良県民生委員・児童委員個人情報取り扱い検討 事業企画提案公募に係る業務内容仕様書

1. 事業の目的

災害時要援護者等に対する支援の中心になるのは、地域の民生委員・児童委員であるが、現状では、民生委員法の中で公務員に準じる守秘義務規定があるものの、個人情報管理について明確な取り扱いマニュアルが無いため、民生委員に個人情報が開示されず、活動に支障をきたしている。そこで、個人情報の取り扱いについて、マニュアルを作成し、同マニュアルを活用した民生委員・児童委員への研修を実施し、委員活動の支援を目的とする。

2. 業務の内容等

(1) 委託業務の性格

本業務は、厚生労働省のセーフティネット支援対策等事業費補助金「民生委員・児童委員研修事業国庫補助金」を活用した事業であるため、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金「民生委員・児童委員研修事業国庫補助金」に記載の次の事業に基づく業務内容とする。

①民生委員・児童委員研修事業実施要領

(2) 委託業務の内容

委託する業務内容は次のとおりとする。

①個人情報取り扱い検討会の開催

マニュアル作成のための検討をするための会議を3回程度開催し、会議には民生委員を2名以上、学識経験者を1名以上、市町村民生委員担当課長を2名以上を参画させ委員総数は8名程度とする。(委員選定については、委託者と必ず事前に協議すること。) 委員報酬については一人あたり13,000円/1回を支給する。ただし、市町村担当課長等公費で給与が支給されている者には、支給しない。旅費については実費を支給すること。会議の運営については、県地域福祉課において行う。

②マニュアル冊子の作成・配布

検討会で作成したマニュアルを冊子化し、県下の全民生委員・児童委員と市町村担当課、市町村社協等に配布すること。なお、冊子についてはA4カラー版30頁程度とし、5000部を作成する。郵送料等配布費用についても計上すること。

③研修会の実施

②で配布したマニュアルをもとに、民生委員・児童委員に対して研修会を実施し、相談援助活動を行う上で必要な基礎的知識や技術、活動力を修得させるための研修を行う。

開催方法については地域ごとに開催し計4回程度、講師については上記検討委員会の委員を想定しているので、講師謝金も計上すること。

3. その他

- (1) 業務の遂行について、奈良県の求めにより、随時報告をすること。
- (2) 本業務が完了したときは、奈良県の定める方法により報告書を提出すること。
- (3) 国及び県の事業展開により、県及び受託事業者の協議により、新たな業務が加わる ことがある。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、奈良県と協議して 決定するものとする。

[様式1]

平成24年 月 日

奈良県知事
荒井 正吾 様

提出業者名

代表者名

印

企画提案書の提出について

「平成24年度奈良県民生委員・児童委員個人情報取り扱い検討事業」業務受託業者選定に係るプロポーザル方式に基づく企画提案公募における企画提案書等を、下記のとおり提出します。

記

提案者所在地：

担当者氏名： 担当部署：

電話： FAX：

連絡先E-mail：

[様式2]

平成24年 月 日

奈良県知事
荒井 正吾 様

提出事業者名

代表者名

印

誓 約 書

団 体 名

代表者名

印

「平成24年度奈良県民生委員・児童委員個人情報取り扱い検討事業」業務委託に係る企画提案公募実施要領の4. 参加資格要件について、当団体は、非課税団体に該当しますが、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないことを誓約します。